**中国地方整備局公示**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日　　中国地方整備局長　尾藤　勇

1　河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

| 河川の名称 | 河川管理施設の種類又は名称 | 河川管理施設の位置 | 管理を行う者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 高津川水系<br>白上川 | 右岸堤防 | 益田市内原町イ八百四十一番地先から益田市内原町四十四番地先まで | 氏名　道路管理者<br>益田市長　山本　浩章<br>住所　島根県益田市常盤町一番一号 |

2　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

3　管理の期間　平成二十七年七月一日から道路の存続する日まで

## 労　働

**争議行為の通知の公表について**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本乗員組合連絡会議から、日本航空株式会社が平成22年12月31日付けで解雇した労働者の解雇撤回等の要求に関して、平成27年７月19日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年７月 14 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

## 国　家　試　験

**平成 27 年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 27 年７月 14 日　　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成27年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

2　試験の区分　法務

3　対象官職　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

| （適用俸給表） | | （俸給月額） |
|---|---|---|
| 行政職俸給表(一) | ２級11号俸 | 205,400円 |
| 専門行政職俸給表 | １級27号俸 | 206,500円 |
| 税務職俸給表 | ２級11号俸 | 234,300円 |
| 公安職俸給表(一) | ３級15号俸 | 229,600円 |
| 公安職俸給表(二) | ２級11号俸 | 234,300円 |
| 研究職俸給表 | ２級15号俸 | 219,800円 |

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　昭和60年４月２日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1)　法科大学院（学校教育法第99条第２項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの

(2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

(1)　試験種目　基礎能力試験

(2)　試験の実施日　平成27年９月27日（日）

(3)　試験地　東京都

注　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

(4)　第１次試験合格者発表　平成27年10月６日（火）に、受験番号を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）における掲示又は人事院事務総局に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

(1)　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

(2)　試験の実施日　平成27年10月８日（木）又は平成27年10月９日（金）のうち、第１次試験の合格通知の際に指定する日

(3)　試験地　東京都

8　英語試験　平成22年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの成績を有する受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。加算を求める場合には、第２次試験（人物試験）の際に成績を証する書面の原本を提示し、及びその写しを提出すること。

9　最終合格者発表　平成27年10月16日（金）に、受験番号を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

(1)　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申込受付期間は、平成27年９月８日（火）９時から平成27年９月15日（火）までとし、平成27年９月15日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に郵送又は持参により平成27年９月８日（火）又は平成27年９月９日（水）に提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成27年９月９日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(2)　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。